



06135909



協同組合 日本接骨師会 殿



26/4 No54771 73843

東 広 業 2 発 第 60 号
平 成 26 年 6 月 27 日
東 京 都 中 央 区 東 池 田 1-1-1
東 京 廣 告 業 健 康 保 険 組 合
理 事 長 印



平成 26 年 4 月 15 日 付で請求のあった療養費について、下記のとおり一部不支給と決定しましたのでご案内いたします

記

決定 番号	記号 番号	被保険者名 受診者名	受診年月日	柔道整復師会名	一部不支給該当部位及び事由	請求金額	決定金額	減額
				柔道整復師(院)名				
60	[Redacted]	[Redacted]	平成25年10月1日	協同組合 日本接骨師会	左前腕部挫傷・右 手関節捻挫につい て 10月1日は医療機関にて入院基本料を算定しているため支給対 象となりません。	¥3,843	¥2,989	¥854
	[Redacted]	[Redacted]	~ 平成25年10月27日	[Redacted] 整骨院				

この通知書についてのお問い合わせは、東京広告業健康保険組合業務第2課 までお願いします。 TEL 03(6226)4534

